



# 代議員について

全国国民年金基金では、規約の変更や予算・決算等の決定は、代議員会での議決が必要とされています。

その代議員会は、国民年金基金の加入員の皆様の中から、選挙により代議員を選出して組織することになっています。

# 代議員とは？

全国国民年金基金の規約により、代議員の定数は34名とされています。代議員の定数については、代議員会において加入員の意思が適切に反映され、かつ代議員会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

なお任期は3年となっていますので、3年毎に選挙を実施しています。今回は令和4年1月（任期令和4年4月1日～令和7年3月31日）に選挙が行われていますので、次回の選挙は令和7年に選挙を行う事になります。



# 代議員候補者の選出方法

代議員候補者の選出方法は、加入員から成る代議員候補者選考委員会（代議員会において加入員の内から選任された選考委員7名で構成）が加入員の各層の意思が適正に、且つ幅広く反映されるよう、選挙区別定数の割当てと職業や年齢等の構成を基に、多様性とそのバランスに配慮し、幅広い層から選出を行っています。

したがって、加入員本人が候補者となることに手を挙げるような立候補制度は実施していません。

# 代議員候補者の選考基準

- ・全国国民年金基金の加入員であり、任期（3年）中に60歳を超えない方
- ・当基金の現職職員等でない方
- ・国民年金基金事業に認識と関心を有し、見識を有する方
- ・代議員会への出席等、代議員としての十分な活動が可能である方
- ・加入員の観点、専門的な観点、マネジメントの観点から、当基金加入員全体の利益の増進を図ることを、代議員会等の場で公正な判断を行うことが可能である方

# 代議員の選任方法

当基金では、全国多数の加入員の中から偏りのない適切な選出を行うという点や実効性のある選出手段という点等から、不信任投票制度による選挙を実施しています。

代議員候補者選考委員会より選出された代議員候補者について、選挙区ごとの加入員（12月1日現在の現存加入員の内、その年において1か月以上の掛金納付が行われた方）の皆様に投票用紙をお送りして、可否をお伺いします。

# 代議員の職務について

通常、年に2回開催される代議員会、及び臨時に召集される代議員会（不定期）に出席

- 開催地 東京都（オンライン含む）
- 開催時期 9月及び2月、必要において随時
- 議事内容 9月開催 前年度決算、その他を審議  
2月開催 次年度予算、その他を審議

（決議された予算、決算は厚生労働大臣に届出）

# 規約等（参照）

## 国民年金法

（代議員会）

### 第122条

- 基金に、代議員会を置く。
- 2 代議員会は、代議員をもつて組織する。
- 3 代議員は、規約の定めるところにより、加入員のうちから選任する。
- 4 設立当時の代議員は、創立総会において、第百十九条の二第五項の設立の同意を申し出た者のうちから選挙する。
- 5 代議員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長はその請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。
- 7 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
- 8 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

# 全国国民年金基金規約

## （通常代議員会）

第12条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

## （臨時代議員会）

第13条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

## （代議員会の議決事項）

第20条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 役員解任
- 三 毎事業年度の予算及び事業計画
- 四 毎事業年度の決算及び業務報告
- 五 借入金
- 六 その他重要な事項